

合を含む。(以下この号において同じ。)に掲げる利用 次に掲げる者(法第三十七条の二
第二号の規定の適用を受けて作成された複製物の貸出しを文部科学省令で定める基準に従つて行う者に限る。)
イ 次に掲げる施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者

(2) (1) 大学等の図書館及びこれらに類する施設
身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設
(3) 図書館法第二条第一項の図書館（司書等が置かれているものに限る。）
(4) 学校図書館法第一条の学校図書館
ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの
文化庁長官は、前項第一号ロ又は第二号ロの規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
(映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設)
設
二 図書館法第二条第一項の図書館
三 前二号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人等が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行ふもののうち、文化庁長官が指定するもの
文化庁長官は、前項第三号の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
2 (法第四十一条の二第二項の政令で定める法律)
第二条の四 法第四十一条の二第二項の政令で定める法律は、次に掲げるものとする。

一 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十
五号）

二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十
五号）

三 海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五
号）

四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十
五号）

五 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三
十五号）

六 行政執行法人の労働関係に關する法律（昭
和二十三年法律第二百五十七号）

七 建設業法（昭和二十四年法律第二百号）

八 労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四
号）

九 一般職の職員の給与に關する法律（昭和二
十五年法律第九十五号）

十 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に關す
る法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）

十一 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法
律第二百九十一号）

十二 土地收用法（昭和二十六年法律第二百十
九号）

十三 地方公営企業等の労働関係に關する法律
(昭和二十七年法律第二百八十九号)

十四 公共用地の取得に關する特別措置法（昭
和三十六年法律第二百五十号）

十五 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第二
百号）

十六 行政不服審査法（平成二十六年法律第六
十八号）

（記録保存所） 第三章 記録保存所

二 放送、有線放送又は放送同時配信等の用に供した録音物又は録画物を記録として収集し、及び保存することを目的とする施設（一般社団法人等が設置するものに限る。）

2 文化庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

(一時的固定物の保存)

第四条 法第四十四条第四項ただし書の規定により記録保存所において保存することができる一時的固定物は、記録として特に保存する必要があると認められるものでなければならない。

2 記録保存所においては、その保存する一時的固定物を良好な状態で保存するため、適当な措置を講じなければならない。

3 記録保存所においては、記録として保存するため必要があると認められる場合には、その保存する一時的固定物に録音され、又は録画されている音又は映像を録音し、又は録画して、その録音物又は録画物を当該一時的固定物に代替して保存することができる。

4 前項の録音物又は録画物は、一時的固定物とみなす。

(報告等)

第五条 記録保存所を設置する者（以下この章において「記録保存所の設置者」という。）は、文部科学省令で定めるところにより、その記録保存所において保存する一時的固定物の保存の状況を文化庁長官に報告しなければならない。

2 記録保存所の設置者は、その記録保存所において保存する一時的固定物を、文化庁長官の定める方法に従い、保存しなければならない。

3 記録保存所の設置者は、その記録保存所において保存する一時的固定物の目録を作成し、かつ、公開しなければならない。

(業務の廃止)

第六条 文化庁長官は、記録保存所の設置者がその記録保存所における一時的固定物の保存に係る業務を廃止しようとする場合において文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて届け出たときは、その旨を官報で告示する。

2 第三条第一項の規定による指定は、前項の官報の告示があつた日から起算して一月を経過した日に、その効力を失う。

(指定の取消し)

第七条 文化庁長官は、記録保存所の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の規定による指定を取り消すことができ

二 第五条の規定に違反したとき。

二 文化庁長官は、前項の規定による指定の取消しをするときは、あらかじめその旨を官報で告示する。

第四章 原作品展示者に準ずる者及び美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等について講ずべき措置

(原作品展示者に準ずる者)

第七条の二 法第四十七条第三項（法第八十六条第一項及び第三項並びに第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、国若しくは地方公共団体の機関又は営利を目的としない法人で、原作品展示者の同意を得て展示著作物の所在に関する情報を集約して公衆に提供する事業を行うもののうち、文化庁長官が指定するものとする。

2 文化庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
(美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等について講ずべき措置)

第七条の三 法第四十七条の二（法第八十六条第一項及び第三項並びに第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

一 法第四十七条の二（法第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する複製。当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようとすること。

二 法第四十七条の二（法第八十六条第三項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する公衆送信。次の一いずれかの措置

イ 当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようとすること。

ロ 当該公衆送信を受信して行う著作物の複製（法第四十七条の四第一項の規定により行うことができるものを除く。）を電磁的方法（法第二条第一項第二十号に規定する

第一節 著作権登録原簿等

(著作権登録原簿の調製等)

第一節 著作權登記原簿等

第十九条 登録名義人の表示の変更又は更正の登録は、登録名義人だけで申請することができ
る。

謄本又は抄本、登記事項証明書、住民票の写しその他当該事実を証明することができる書面を含む。第二十三条第一項第五号において

実演が行われた年月日及びその行われた
国の国名

第十三條 法第七十八条第一項の著作権登録原簿、法第八十八条第一項の出版権登録原簿及び法第一百四条の著作隣接権登録原簿（以下「著作権登録原簿等」と総称する。）は、その全部を

2
事項を確實に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製し、その調製の方法は、文部科学省令登録で定める
科学省令登録簿等の附属書類については、文部科学省令で定める。

(手数料)

二五及び第一四三に於て、(一月で二場合を含む。)の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ當該各号に定める額とする。

著作権登録原簿等に記録されている事項を記載した書類の交付 次のイ又はロに掲げる著作権登録原簿等の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 口に掲げる著作権登録原簿以外の著作権
登録原簿等 一通につき千六百円
ロ プログラムの著作物に係る著作権登録原
簿 一通につき三四百円

二 著作権登録原簿等の附属書類の写しの交
付 一通につき千百円
三 著作権登録原簿等の附属書類の閲覧 一件

につき千五十円
登録手続等

第十五條 法の規定に基づく登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、申請又は嘱託がなければではならない。

2 申申請による登録に関する規定は 嘴託による登録の手続について準用する。
(登録の申請)

第十七条 登録は、申請書に登録義務者の承諾書を除き、登録権利者及び登録義務者が申請しなければならない。

第十八条 判決による登録又は相続若しくは法人の合併による権利の移転の登録は、登録権利者だけで申請することができる。

第十九条 登録名義人の表示の変更又は更正の登録は、登録名義人だけで申請することができる。

四 謄本又は抄本、登記事項証明書、住民票の写しその他当該事実を証明することができる書面を含む。第二十三条第一項第五号において登録の原因について第三者の許可、認可、同意又は承諾を要するときは、これを証明する資料

四 同意又は承諾を要するときは、これを証明する資料

この和議に付する者たる第三者たる、その者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の勝本若しくは抄本次の各号に掲げる登録を申請しようとする

きは、第二十条の申請書に、当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線

一 法第七十五条第一項、第七十六条第一項、放送に関する登録がされている場合において、当該申請書にその登録番号を記載したときは、この限りでない。

第七十六条の二第一項、第七十七条又は第八十一条第一項の登録 次に掲げる事項（当該事項のうち不明なものについては、その旨）

以下この項において同じ。)を記載した書面
イ 著作者の氏名又は名称及び著者が日本
国民以外の者(以下この項において「外国人
人」という。)であるときはその国籍(そ

の者が法人であるときは、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国及び当該法人の主たる事務所が所在する国の国名。第3号に、第三十一条第二項第一号から第四号まで

三号□ 第四号□及び第五号□において同じ。)
□ 公表された著作物に關し登録を申請するときは、著作物の最初の公表の際に表示さ

八 れた著作者名（無名で公表された著作物であるときは、その旨）
著作物が最初に公表された年月日（未公表の著作物であるときは、その旨）

二 表の著作物であるときは、その旨、
発行された外国人の著作物に関し登録を
申請するときは、著作物が最初に発行され
た国の国名

二 実演家の権利に関する法第百四条の登録

実演家の由名及び実演家がその由名に付えて通常用いている芸名があるときはその芸名並びに実演家が外国人であるときはその国籍

口 実演が行われた年月日及びその行われた
　　ハ 国の国名

　　レコードに固定されている実演にあつては、当該レコードの名称（名称がないとき

口 有線放送事業者が外国人であるときは、その国籍及び有線放送が行われた有線放送設備のある国の国名ハ 有線放送が行われた年月日ニ 有線放送の種類及び有線放送番組の内容前項第一号ホに掲げる著作物の体様を明らかにするため必要があるときは、その図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料を添付しなければならない。
(添付資料の省略)

第二十一条の二 同時に二以上の登録の申請の手続をする場合において、各手続において添付すべき資料の内容が同一であるときは、一の手続においてこれを添付し、他の手続においてその旨を申し出てその添付を省略することができる。

2 登録の申請の手続において添付すべき資料は、当該資料と内容が同一であるときは、他の登録の申請の手続において既に提出しており、かつ、当該資料の内容に変更がないときは、その旨を申し出てその添付を省略することができる。ただし、文化庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該添付すべき資料の提出を求めることができる。

(登録の順序)

第二十二条 申請による登録は、受付の順序に従つて行う。

2 職権による登録は、登録の原因が発生した順序に従つて行う。

第二十三条 文化庁長官は、次に掲げる場合に一登録を申請を却下する。

（却下）
一 登録の申請が登録すべきものでないとき。

二 登録の申請を却下する。

三 登録の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に関する登録がされてい場合において、次に掲げる事由があるとき。

イ 申請書に記載した登録義務者の表示が著作権登録原簿等と符合しないこと。

ロ 申請者が登録名義人である場合において、その表示（当該申請が登録名義人の表示の変更又は更正の登録である場合におけるその登録の目的に係る事項の表示を除く。）が著作権登録原簿等と符合しないこと。

ト その登録の表示を除く。

ハ 申請書に記載した著作物の題号若しくは実演、レコード、放送番組若しくは有線放送番組の名称、登録の目的に係る権利の表示又は登録番号が著作権登録原簿等と符合しないこと。

四 申請書に必要な資料を添付せず、又は第二十二条の二第二項ただし書の規定により求められた資料を提出しないとき。

五 申請書に登録の原因を証明する書面を添付した場合において、これが申請書に記載した事項と符合しないとき。

六 登録免許税を納付しないとき。

2 前項の規定による却下は、理由を付した書面をもつて行う。

第二十四条の二 文化庁長官は、登録を完了したときは、申請者に申請の受付の年月日及び登録番号を記載した通知書を送付する。
(申請者への通知)

第二十五条 文化庁長官は、登録を完了した後、その登録について錯誤又は脱落があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を登録権利者及び登録義務者に通知する。

2 文化庁長官は、登録が第二十九条の規定による申請に係るものであるときは、債権者にも前項の通知をする。

3 前二項の通知は、登録権利者、登録義務者又は債権者が二人以上あるときは、その一人に対してすることをもつて足りる。

第二十六条 文化庁長官は、登録を完了した後、その登録について錯誤又は脱落があることを発見した場合において、その錯誤又は脱落が文化庁長官の過失に基づくものであるときは、登録上の利害関係を有する第三者がある場合を除き、遅滞なく、その登録を更正し、かつ、その旨を登録権利者及び登録義務者に通知する。

2 前項第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第二款 実名及び第一発行年月日等の登録
(実名の登録の申請書)

第二十七条 法第七十五条第一項の登録の申請書には、著作者の氏名又は名称及び住所又は居所

を記載し、かつ、戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書、住民票の写しその他実名を証明することができる書面を添付しなければならない。
(第一発行年月日等の登録の申請書)

第二十八条 法第七十六条第一項の登録の申請書には、申請者が著作権者であるか発行者であるかの別を記載し、かつ、第一発行年月日又は第一公表年月日を証明する資料を添付しなければならない。

第三款 著作権等の登録
(債権者の代位)

第二十九条 債権者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条规定第一項又は第四百二十三条の七の規定により債務者に代位して著作権等の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載し、かつ、代位の原因を証明する書面を添付しなければならない。

2 があつたときは、著作権登録原簿等に記録した行政区画又は土地の名称は、変更されたものとみなす。
(更正)

第二十五条 文化庁長官は、登録を完了した後、その登録について錯誤又は脱落があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を登録権利者及び登録義務者に通知する。

2 文化庁長官は、登録が第二十九条の規定による申請に係るものであるときは、債権者にも前項の通知をする。

3 前二項の通知は、登録権利者、登録義務者又は債権者が二人以上あるときは、その一人に対してすることをもつて足りる。

第二十六条 文化庁長官は、登録を完了した後、その登録について錯誤又は脱落があることを発見した場合において、その錯誤又は脱落が文化庁長官の過失に基づくものであるときは、登録上の利害関係を有する第三者がある場合を除き、遅滞なく、その登録を更正し、かつ、その旨を登録権利者及び登録義務者に通知する。

2 前項第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第二款 実名及び第一発行年月日等の登録
(実名の登録の申請書)

第二十七条 法第七十五条第一項の登録の申請書には、著作者の氏名又は名称及び住所又は居所

を記載し、かつ、戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書、住民票の写しその他実名を証明することができる書面を添付しなければならない。
(第一発行年月日等の登録の申請書)

第三十三条 法第七十七条第二号（法第一百四条において準用する場合を含む。）又は第八十八条第一項第二号に掲げる事項の登録の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
(第一発行年月日等の登録の申請書)

第一項第二号に掲げる事項の登録の申請書には、申請者が著作権に係る質権に関する登録番号を記載し、かつ、第一発行年月日又は第一公表年月日を証明する資料を添付しなければならない。

第三款 著作権等の登録
(債権の価格)

第二十九条 債権者は、民法（平成元年法律第十一号）第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による仮登録（以下「保全仮登録」という。）をした場合においては、同法第六十一条において準用する同法第五十五条第三項の規定による保全仮登録に基づく本登録の順位は、保全仮登録の順位による。

2 債権の一部の譲渡又は代位弁済による質権の移転の登録を申請する場合の申請書には、前項各号に掲げる事項のほか、当該譲渡又は代位弁済の目的である債権の額を記載しなければならない。

3 債権者の氏名又は名称及び住所又は居所は、当該債権に条件を付したときは、その定め又は条件

第三十条 登録の原因に登録の目的に係る権利の消滅に関する事項の定めがあるときは、申請書にその事項を記載しなければならない。
(権利の消滅に関する事項の記載)

2 債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 代位の原因
(持分等の記載)

3 債権者は、登録が第二十九条の規定による申請に係るものであるときは、債権者にも前項の通知をする。

2 文化庁長官は、登録が第二十九条の規定による申請に係るものであるときは、債権者にも前項の通知をする。

3 前二項の通知は、登録権利者、登録義務者又は債権者が二人以上あるときは、その一人に対してすることをもつて足りる。

第二十六条 文化庁長官は、登録を完了した後、その登録について錯誤又は脱落があることを発見した場合において、その錯誤又は脱落が文化庁長官の過失に基づくものであるときは、登録上の利害関係を有する第三者がある場合を除き、遅滞なく、その登録を更正し、かつ、その旨を登録権利者及び登録義務者に通知する。

2 前項第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第二款 実名及び第一発行年月日等の登録
(実名の登録の申請書)

第二十七条 法第七十五条第一項の登録の申請書には、著作者の氏名又は名称及び住所又は居所

（以下この章において「報酬」という。）又は法第九十四条第一項、第九十四条の三第二項若しくは第九十六条の三第二項の補償金（以下この章において「補償金」という。）に係る業務（以下この章において「報酬等関係業務」という。）又は法第九十五条第一項第三号において「業務規程」という。）の執行に関する規程（次項及び第四十五条の九第一項第三号において「業務規程」という。）を定め、報酬等関係業務の開始前に、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めなければならない事項は、文部科学省令で定める。
（報酬等関係業務の会計）

第四十五条の四 指定報酬管理事業者等は、報酬等関係業務に関する会計を他の業務に関する会計と区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（事業計画等の提出等）

第四十五条の五 指定報酬管理事業者等は、毎事業年度、報酬等関係業務に関する事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、文化庁長官に提出するとともに、当該事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

指定報酬管理事業者等は、前項の事業計画又は収支予算を変更するときは、当該変更に係る事業の開始又は予算の執行の日までに、変更後の事業計画又は収支予算を文化庁長官に提出するとともに、公表しなければならない。

3 指定報酬管理事業者等は、毎事業年度、報酬等関係業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、決算完了後一月以内に文化庁長官に提出するとともに、当該事業報告書及び収支決算書を公表しなければならない。
（報酬等の額の届出等）

第四十五条の六 指定報酬管理事業者等は、法第九十三条の三第七項（法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の協議が成立したときは、遅滞なく、その協議において定められた報酬又は補償金の額を文化庁長官に届け出なければならない。
（報告の徴収等）

2 文化庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、公正取引委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第四十五条の七 文化庁長官が法第九十三条の三第六項（法第九十四条第四項、第九十四条の三

第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。次項及び第四十五条の九第一項第二号において同じ。)の規定により報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を求めることができる事項は、報酬又は補償金の管理に関する事項及び法第九十三条の三第七項の協議に関する事項とする。

2 法第九十三条の三第六項の規定による勧告は、理由を付した書面をもつて行う。
(業務の休廃止)

第四十五条の八 指定報酬管理事業者等は、報酬等関係業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

一 休止又は廃止を必要とする理由
二 休止する日及び休止の期間又は廃止する日(第三項において「廃止の日」という。)
三 報酬又は補償金を受ける権利を有する者(次条第一項第五号において「権利者」という。)に対する報酬又は補償金の支払に関する必要な事項

文化庁長官は、前項の規定による廃止の届出があつたときは、その旨及び同項各号に掲げる事項を官報で告示する。

3 法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定は、廃止の日として前項の規定により官報で告示された日に、その効力を失う。
(指定の取消し)

第四十五条の九 文化庁長官は、指定報酬管理事業者等が次の各号のいすれかに該当するときは、法第九十三条の三第三項第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定を取り消すことができる。

一 法第九十三条の三第四項各号(法第九十四条の三第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。)に掲げる要件のいすれかを備えなくなつたとき。
二 法第九十三条の三第六項の規定に違反して報告をせず、若しくは帳簿、書類その他の資料を提出せず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を出したとき、又

四 同項の規定による勧告に従わなかつたとき。

三 第四十五条の三第一項の規定により文化庁長官に届け出た業務規程によらないで報酬等関係業務を行つたとき、その他報酬等関係業務の適正な運営をしていないと認められるとき。

四 第四十五条の五又は第四十五条の六第一項の規定に違反したとき。

五 相当期間にわたり報酬等関係業務を休止している場合であつて、当該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められるとき。

文化庁長官は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を官報で告示する。

(報酬等の額に関する裁定の申請)

第四十五条の十 法第九十三条の三第八項（法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の裁定（第三号において「裁定」といふ。）を求めようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 他の当事者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

三 裁定を求めようとする報酬又は補償金の額の算定の基礎となるべき事項

四 協議が成立しない理由

2 前項の申請書には、申請に至るまでの協議経過を記載した書面を添付しなければならない。

第九章 二次使用料に関する指定団体等

第一節 指定団体

(指定の告示)

第四十六条 文化庁長官は、法第九十五条第五項又は第九十七条第三項の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

(業務規程)

第四十七条 法第九十五条第五項又は第九十七条第三項の指定を受けた団体（以下「指定団体」という。）は、法第九十五条第一項又は第九十七条第一項の二次使用料に係る業務（以下「二次使用料関係業務」という。）の開始の際、二次使用料関係業務の執行に関する規程（次項及び第五十二条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、文化庁長官に届け出な

2 なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務規程で定めなければならない事項は、文部科学省令で定める。

(事業計画等の提出等)

第四十九条 指定団体は、毎事業年度、二次使用料関係業務に関する会計を、他の業務に関する会計と区分し、特別の会計として経理しなければならない。

2 指定団体は、前項の事業計画又は收支予算を変更するときは、当該変更に係る事業の開始又は予算の執行の日までに、変更後の事業計画又は収支予算を文化庁長官に提出するとともに、公表しなければならない。

3 指定団体は、毎事業年度、二次使用料関係業務に関する事業報告書及び收支決算書を作成し、決算完結後一月以内に文化庁長官に提出するとともに、当該事業報告書及び收支決算書を公表しなければならない。

(二次使用料の額の届出等)

第四十九条の二 指定団体は、法第九十五条第十一項(法第九十七条第四項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の協議が成立したときは、遅滞なく、その協議において定められた二次使用料の額を文化庁長官に届け出なければならない。

2 文化庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、公正取引委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(報告の微取等)

第五十条 文化庁長官が法第九十五条第九項、法第九十七条第四項において準用する場合を含む。次項及び第五十二条第一項第三号において同じ。)の規定により報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を求めることができる事項は、法第九十五条第一項又は第九十七条第一項の二次使用料の管理に関する事項及び法第九十五条第十項の協議に関する事項とする。

2 法第九十五条第九項の規定による勧告は、理由を付した書面をもつて行う。

(業務の休廃止)

第五十一条 指定団体は、その二次使用料関係業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あ

(著作権等の保護に関する事業等のために支出すべき私的録音録画補償金の額の割合)
第五十七条の六 法第一百四条の八第一項の政令で定める割合は、二割とする。

(業務の休廃止)

第五十七条の七 指定管理団体（法第一百四条の二第一項に規定する指定管理団体をいう。以下この章において同じ。）は、その補償金関係業務（法第一百四条の三第四号に規定する補償金関係業務をいう。以下この章において同じ。）を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならぬ。
一 休止又は廃止を必要とする理由
二 休止しようとする日及び休止の期間又は廃止しようとする日（第三項において「廃止の日」という。）
三 権利者（法第一百四条の二第一項に規定する権利者をいう。次条第一項第六号において同じ。）に対する措置
四 法第一百四条の四第二項の規定による私的録音録画補償金の返還に関する措置
五 法第一百四条の八第一項の事業のための支出に関する措置
六 文化庁長官は、前項の規定による廃止の届出があつたときは、その旨を官報で告示する。
3 法第一百四条の二第一項の規定による指定は、廃止の日として前項の規定により官報で告示された日に、その効力を失う。
(指定の取消し)
第五十七条の八 文化庁長官は、指定管理団体が次条の各号のいずれかに該当するときは、法第一百四条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。
一 法第一百四条の三各号に掲げる要件のいずれかを備えなくなつたとき。
二 法第一百四条の七第一項の規定により文化庁長官に届け出た業務規程によらないで補償金関係業務を行つたとき、その他補償金関係業務の適正な運営をしていないとき。
三 法第一百四条の八第三項の規定による命令に違反したとき。

六 相当期間にわたり補償金関係業務を休止している場合において、当該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められるとき。

七 文化庁長官は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を官報で告示する。
(準用)

第五十七条の九 第四十六条、第四十八条及び第四十九条の規定は、指定管理団体について準用する。この場合において、第四十六条中「法第九十五条第五項又は第九十七条第三項の」とあるのは「法第四百四条の二第一項の規定による」と、第四十八条中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、第四十九条第一項中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、「開始前に」とあるのは「開始前に」(法第四百四条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく」と)、同条第三項中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、「決算完結後一月」とあるのは「当該事業年度の終了後三月」と読み替えるものとする。

第十二章 図書館等公衆送信補償金に関する指定管理団体等
(指定の告示)

第五十八条 文化庁長官は、法第四百四条の十の二第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で告示する。
(業務規程)

第五十九条 法第四百四条の十の五第一項の補償金関係業務の執行に関する規程(次項及び第六十四条第一項第二号において「業務規程」という。)には、法第四百四条の十の五第二項に規定するもののほか、法第四百四条の十六第一項の規定による著作権等保護振興事業(同項に規定する著作権、出版権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業をいう。以下この章において同じ。)のための支出に関する事項を含むものとする。

前項に規定するもののほか、業務規程で定めなければならない事項は、文部科学省令で定めること。

(著作権等保護振興事業のためるために支出すべき図書館等公衆送信補償金の額の算出方法)

第六十条 一の事業年度において著作権等保護振興事業のために支出すべき図書館等公衆送信補償金の額は、当該事業年度に係る補償金残余额(当該事業年度の前々年の事業年度において指定管理団体(法第百四条の十の二第一項に規定する指定管理団体をいう。以下この章において同じ。)に支払われた図書館等公衆送信補償金の総額から、当該図書館等公衆送信補償金のうち当該一の事業年度の前年の事業年度の末までに指定管理団体が権利者(同項に規定する権利者をいう。以下この章において同じ。)に支払った額を控除した額をいう。)に図書館等公衆送信による著作物等の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他的事情を勘案して文部科学省令で定める割合を乗じて算出するものとする。

(著作権等保護振興事業に関する意見聴取)

第六十一条 指定管理団体は、著作権等保護振興事業の内容を決定しようとするときは、当該著作権等保護振興事業が権利者全体の利益に資するものとなるよう、学識経験者の意見を聽かなければならぬ。(補償金関係業務の会計等)

第六十二条 指定管理団体は、その補償金関係業務(法第四条の十の三第四号に規定する補償金関係業務をいう。以下この章において同じ。)に関する会計を、他の業務に関する会計と区分し特別の会計として経理しなければならない。

2 第四十九条の規定は、指定管理団体の補償金関係業務に関する事業計画及び収支予算並びに事業報告書及び収支決算書について準用する。この場合は、「当該事業年度の終了後三月」とあるのは、「当該事業年度の終了後後三月」と読み替えるものとする。

(業務の休廃止)

第六十三条 指定管理団体は、その補償金関係業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

2 その旨を官報で告示する。この旨を官報で告示する場合は、「当該事業年度の終了後三月」と読み替えるものとする。

一 休止又は廃止を必要とする理由

二 休止する日及び休止の期間又は廃止する日

三 権利者に対する措置

る措置

2 文化庁長官は、前項の規定による廃止の届出があつたときは、その旨を官報で告示する。

3 法第百四条の十の二第一項の規定による指定管理団体(法第百四条の十の二第一項に規定する指定管理団体をいう。以下この章において同じ。)に支払われた図書館等公衆送信補償金のうち当該一の事業年度の前年の事業年度の末までに指定管理団体が権利者(同項に規定する権利者をいう。以下この章において同じ。)に支払った額を控除した額をいう。)に図書館等公衆送信による著作物等の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他的事情を勘案して文部科学省令で定める割合を乗じて算出するものとする。

(指定の取消し)

第六十四条 文化庁長官は、指定管理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、法第百四条の十の二第一項の規定による指定管理団体(法第百四条の十の二第一項に規定する指定管理団体をいう。以下この章において同じ。)に支払われた図書館等公衆送信補償金のうち当該一の事業年度の前年の事業年度の末までに指定管理団体が権利者(同項に規定する権利者をいう。以下この章において同じ。)に支払った額を控除した額をいう。)に図書館等公衆送信による著作物等の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他的事情を勘案して文部科学省令で定める割合を乗じて算出するものとする。

3 法第百四条の十六の規定に違反して報告ができる。

一 法第百四条の十の三各号に掲げる要件のい

ずれかを備えなくなつたとき。

二 法第百四条の十の五第一項の規定により文

化庁長官に届け出た業務規程によらないで補

償金関係業務を行つたとき、その他補償金関

係業務の適正な運営をしていないとき。

三 法第百四条の十の六第三項の規定による命

令に違反したとき。

四 法第百四条の十の七の規定に違反して報告

をせず、若しくは帳簿、書類その他の資料を

提出せず、若しくは同条の規定による報告若

しくは資料の提出について虚偽の報告をし、

若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は同

条の規定による勧告に従わなかつたとき。

五 第六十一条の規定に違反したとき。

六 第六十二条第二項において準用する第四十

九条の規定に違反したとき。

七 相当期間にわたり補償金関係業務を休止し

ている場合において、当該休止により権利者

の利益を著しく害するおそれがあると認めら

れるとき。

八 相当期間にわたり補償金関係業務を休止し

ている場合において、当該休止により権利者

の利益を著しく害するおそれがあると認めら

れるとき。

九 相当期間にわたり補償金関係業務を休止し

ている場合において、当該休止により権利者

の利益を著しく害するおそれがあると認めら

れるとき。

は、著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方針により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額に授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘査して文部科学省令で定める割合を乗じて算出するものとする。

(著作権等の保護に関する事業等に関する意見聴取)

2 文化庁長官は、前項の規定による指定の取消しがあつたときは、その旨を官報で告示する。

3 法第百四条の十六の規定に違反したときは、その旨を官報で告示する。

4 法第百四条の十六の規定に違反して報告がな

るときは、資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは同条の規定による報告を提出したとき、又は同条の規定による勧告に従わなかつたとき。

5 第六十七条の規定に違反したときは、その旨を官報で告示する。

6 次条において準用する第四十九条の規定に違反したとき。

7 相当期間にわたり補償金関係業務を休止している場合において、当該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められるとき。

8 文化庁長官は、前項の規定による指定の取消しがあつたときは、その旨を官報で告示する。

9 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

10 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

11 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

12 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

13 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

14 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

15 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

16 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

17 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

18 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

19 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

20 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

三 法第百四条の十五第二項の規定による命令に違反したとき。

4 法第百四条の十六の規定に違反して報告がな

るときは、資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは同条の規定による報告を提出したとき、又は同条の規定による勧告に従わなかつたとき。

5 第六十七条の規定に違反したときは、その旨を官報で告示する。

6 次条において準用する第四十九条の規定に違反したとき。

7 相当期間にわたり補償金関係業務を休止している場合において、当該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められるとき。

8 文化庁長官は、前項の規定による指定の取消しがあつたときは、その旨を官報で告示する。

9 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

10 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

11 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

12 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

13 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

14 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

15 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

16 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

17 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

18 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

19 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

20 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

21 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

22 第四十六条、第四十八条及び第四十九

条の規定は、指定管理団体について準用する。

附 則 (平成二年一二月七日政令第三四)

この政令は、平成三年一月一日から施行する。ただし、第一条中老人福祉法施行令第四条及び第五条第四項の改正規定並びに同令第六条を同令第七条とし、同令第五条の次に一条を加える改正規定、第二条中身体障害者福祉法施行令第十条の改正規定（第十八条第一項第三号）を「第十八条第四項第三号」に改める部分を除く。）及び同条の次に一条を加える改正規定、第三条中精神薄弱者福祉法施行令第二条の改正規定及び同令本則に一条を加える改正規定、第四条中児童福祉法施行令第十四条、第十五条及び第十七条の改正規定並びに同令第五章中第十一条中精神薄弱者福祉法施行令第二条の改正規定（「並びに第五十五条」を「、第五十五条並びに第五十五条の二」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（第五十一条第一号）を「第五十一条第一号の二」に改める部分に限る。）、同令第七十四条の二十八第五項の改正規定（第三十七条の二各号列記以外の部分）を「同法第三十七条の二第一項」に改める部分及び「同条第五号」を「同項第五号」に改める部分に限る。）及び同令第七十四条の三十一の二第二項の改正規定（第二十四条第一項の下に「及び第二項」を加える部分に限る。）並びに第九条の規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月二十五日政令第四七)

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年四月三〇日政令第一六)

この政令は、行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律第九条の規定の施行の日（平成四年五月二十日）から施行する。

附 則 (平成四年一二月一六日政令第三)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の次に一章を加える改正規定中第五十七条の六、第五十七条の七第一項第二号、第

附 則 (平成二年一二月一六日政令第三四)

二号及び第六号並びに第五十七条の八（第四十一条第二項の準用に係る部分に限る。）に係る部分は、著作権法の一部を改正する法律（平成四年法律第一百六号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成五年三月二六日政令第六九)

（施行期日）
1 この政令は、平成五年四月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年四月九日政令第一四七)

（施行期日）
この政令は、著作権法の一部を改正する法律（平成四年法律第一百六号）の施行の日（平成五年六月一日）から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月一六日政令第三三四四号)

（施行期日）
1 この政令は、平成十年十一月一日から施行する。（経過措置）

2 改正後の著作権法施行令（以下「新令」という。）第一条又は第一条の二の規定は、この政令の施行前の購入（小売に供された後の最初の購入に限る。）に係る新令第一条（第一号から第三号までを除く。）に規定する機器又は当該機器によるデジタル方式の録音（デジタル方式の録音及び録画を含む。）の用に供される新令第二条の二第二項に規定する光ディスクについては、適用しない。

附 則 (平成一〇年一二月五日政令第二二〇号)

（施行期日）
この政令は、平成十年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二九日政令第一三〇号)

（施行期日）
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇八号)

（施行期日）
この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三二三号)

（施行期日）
この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年六月二五日政令第二二〇号)

（施行期日）
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月一六日政令第三八二号)

（施行期日）
この政令は、平成十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月一七日政令第四〇五号)

（施行期日）
この政令は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月一六日政令第三七号)

（施行期日）
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。（経過措置）

2 改正後の著作権法施行令（以下「新令」という。）第一条第二項又は第一条の二第二項の規定は、この政令の施行前の購入（小売に供された後の最初の購入に限る。）に係る新令第一条（第一号及び第二号を除く。）に規定する機器又は当該機器によるデジタル方式の録音（デジタル方式の録音及び録画を含む。）の用に供される新令第二条の二第二項に規定する光ディスクについては、適用しない。

附 則 (平成一二年一二月八日政令第五〇四号)

（施行期日）
この政令は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月八日政令第五〇七号)

（施行期日）
この政令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第一条から第八条まで及び第十二条の規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月一六日政令第四二号)

（施行期日）
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日政令第一五七号)

（施行期日）
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年六月四日政令第二四四号)

（施行期日）
この政令は、法附則第一条ただし書の政令で定める日（平成十五年十月一日）から施行する。

附 則 (平成一五年六月四日政令第二四八三号)

（施行期日）
この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月三〇日政令第一四四号)

（施行期日）
この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月三〇日政令第一一一号)

（施行期日）
この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号)

（施行期日）
この政令は、平成十七年七月二十一日から施行する。

は、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
 (送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等に関する経過措置)
 改正法の施行の日の前日において改正法による改正前の著作権法(以下この項において「旧法」という)第四十七条の六(旧法第八十六条第三項及び第一百二条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により著作物(旧法第二百二条第一項において準用する場合にあつては、実演、レコード、放送又は有線放送)を利用していた者については、旧法第四十七条の六及び旧令第七条の五の規定は、改正法の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（令和元年六月二八日政令第四二号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十二号)の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の著作権法施行令第七章第二節の規定は、この政令の施行後に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続について適用し、この政令の施行前に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続については、なお従前の例による。

第三条 この政令の施行前に受付がされた申請又は嘱託に係る登録は、著作権法施行令第三十四条の規定の適用については、この政令の施行後に受付がされた申請又は嘱託に係る登録より前にされたものとみなす。

附 則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則（令和二年九月一六日政令第二八四号）

この政令は、令和二年十月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日政令第三六四号）抄

この政令は、令和二年十月一日から施行する。

1 (施行期日)
附 則（令和三年九月二七日政令第二六六号）

この政令は、令和四年一月一日から施行する。

2 (業務規程の届出等に関する準備行為)
附 則（令和四年四月二七日政令第一八五号）

この政令は、著作権法の一部を改正する法律(令和三年法律第五十二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和四年五月一日)から施行する。

3 (業務規程の届出等に関する準備行為)
附 則（令和四年一二月二八日政令第四四〇五号）

この政令は、著作権法の一部を改正する法律(令和三年法律第五十二号)附則第一条第二項(第五号に係る部分に限る。)及び第一条の二第二項(同号に係る部分に限る。)の規定は、この政令の施行の日以後に購入するもの(小売に供された後に最初に購入するものに限る。)について適用する。

この政令は、著作権法の一部を改正する法律(令和三年法律第五十二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和四年五月一日)から施行する。

附 則（令和四年一二月二八日政令第三三三号）

この政令は、著作権法の一部を改正する法律(令和三年法律第五十二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和四年五月一日)から施行する。

この政令は、著作権法の一部を改正する法律(令和三年法律第五十二号)附則第一条第二項(第五号に係る部分に限る。)及び第一条の二第二項(同号に係る部分に限る。)の規定は、この政令の施行の日以後に購入するもの(小売に供された後に最初に購入するものに限る。)について適用する。

附 則（令和四年一二月二八日政令第三二二号）

この政令は、著作権法の一部を改正する法律(令和三年法律第五十二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和四年五月一日)から施行する。

附 則（令和五年一二月二二日政令第三六九号）

この政令は、令和六年一月一日から施行する。